

第 8 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和 6 年（2024 年）8 月 9 日
水上村農業委員会

第8回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和6年（2024年）8月9日第8回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（8名）

席番号	氏名	席番号	氏名
2	松田一洋	6	那須利八
3	藤原珠美	7	山本広樹
4	内田真治	9	椎葉仁吏
5	尾前重徳	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（4名）

席番号	氏名
1	藤田円香
8	愛甲純一
10	川内ひと実
11	五家一久

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 非農地証明の交付申請について

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和6年8月9日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。
(会長挨拶)

では、ただ今から令和6年第8回農業委員会総会を開会いたします。

藤田委員、愛甲推進委員、五家推進委員、川内推進委員より
欠席届が出ておりますのでご報告します。

議事録署名委員を指名します。

4番内田委員、5番尾前委員にお願いします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。

農業委員会報告第5号、農地法第18条6項の規定による小
作地の合意解約について事務局より説明をお願いします。

事務局 2ページをご覧ください。番号1です。
貸付人及び借受人は資料のとおりです。
土地の所在は湯山中覚井にある農地2筆です。
利用権設定日は令和4年11月11日、合意解約日は令和6
年7月1日、土地の引き渡し日は令和6年7月1日です。
こちらの農地は、後ほど議題として上程される農地法第3条
申請書を提出するにあたって提出された合意解約書です。

売買後は、新しい所有者が村内の農家へ賃貸借を検討していると聞いております。

場所については、3ページの赤枠部分、旧湯山小学校の北東に位置します。

次に2番について説明します。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山中本野にある農地1筆です。

利用権設定日は令和6年7月10日、合意解約日は令和6年7月30日、土地の引き渡し日も同じです。

こちらの農地も、後ほど議題として上程される農地法第4条申請書を提出するにあたって提出された合意解約書です。

転用後は、堆肥舎となる予定です。

場所については、4ページの赤枠部分、本野公民館の南側に位置します。

説明については以上です。

議長

ありがとうございました。

この件については、後ほど皆様に説明する案件となっておりますが、何か質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

続きまして、議案第21号農地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局より説明お願いします。

事務局

それでは議案第21号農地利用集積計画の決定についてを説明いたします。

5ページをご覧ください。番号1です。

借受人、貸付人は資料のとおりで、土地の所在は、湯山池ノ元にある農地2筆です。

地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計 3,411 m²です。
場所については、6 ページをご覧ください。
舟石公民館の東北東に位置します。
5 ページに戻りまして、申請理由は使用賃借権の再設定で、
契約期間は 5 年です。経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は使用賃貸借なのでございません。

以上のとおりですが、
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、
①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
②利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
イ. 耕作又は用畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認めること。
ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
③対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること。

以上の各要件を満たしていると思われます。
説明は以上です。

議長 ありがとうございました。
ただ今から、質疑に入らせていただきますが、発言のある方は挙手をお願いします。質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第 21 号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

次に、議案第 22 号非農地証明交付申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、7 ページをご覧ください。

議案第 22 号非農地証明交付申請について、番号 1 です。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、岩野松山にある 1 筆です。土地は 8 ページ、上球磨消防署の南西に位置します。

7 ページに戻っていただき、台帳地目は畠で現況は原野、面積は 430 m²です。

申請理由といたしまして、耕作不適当等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地としての復元が困難であり、農地として利用される可能性がないということで非農地証明が申請されております。

9 ページには現地の写真を添付しております。8 月 7 日に現地を確認して、非農地であると確認したところです。

続きまして 7 ページの番号 2 です。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、岩野宮田にある 1 筆です。宮田公民館の西南西に位置します。位置図は資料 10 ページです。

台帳地目は田で現況は原野、面積は 285 m²です。

申請理由といたしましては、耕作不適当等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地としての復元が困難であり、農地として利用される可能性がないという

ことでこの非農地証明が申請されております。

11ページには現地の写真を添付しておりますのでご覧ください。8月7日に現地を確認して、非農地であると確認したところです。

以上で、説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

この件について、4番内田委員、8番愛甲推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について4番内田委員より報告をお願いします。

内田委員

報告いたします。8月7日、愛甲推進委員と事務局立ち合いのもと現地調査を行いました。

まず、番号1について報告します。

事務局からも説明があったとおり全て岩野松山に位置する土地です。現地は、かい廃し、原野となっておりました。

農地への復旧が困難と判断いたしましたので、水上村非農地証明事務取扱基準及び現地調査の結果、非農地として証明することで問題ないと思われます。

次に、番号2について報告します。

事務局からも説明があったとおり全て岩野宮田に位置する土地です。現地は、かい廃し、原野となっておりました。

農地への復旧が困難と判断いたしましたので、水上村非農地証明事務取扱基準及び現地調査の結果、非農地として証明することで問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただ今の報告と事務局の説明について、何か意見ありません

か。

(意見・異議なし)

意見がありませんので、非農地証明を決定することに賛成の方は挙手をお願います。

(全員挙手)

議案第22号番号1、2については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明お願いします。

事務局

それでは、12ページをご覧ください。

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1です。

譲渡人、譲受人は資料をご覧ください。

土地の所在につきましては、岩野字毛田瀬にある農地3筆と水清谷にある農地5筆となります。

地目は毛田瀬にある農地1筆が現在は休耕地となっていますが、台帳及び現況ともに畠、その他の毛田瀬の農地が、こちらも現在は休耕地となっていますが、地目及び現況は田です。水清谷の農地ですが、地目は田、現況は原野となっておりました。面積は合計5,810m²です。

場所につきましては14ページをご覧ください。川内公民館の周辺に位置します。

15ページから18ページには現地写真を載せております。

15ページが毛田瀬の農地、16ページから18ページは水清谷の農地の写真になります。

12ページに戻っていただきまして、申請理由は、譲渡人の

申出による所有権の移転（譲渡）でございます。

作付（予定）作物は、野菜。毛田瀬の農地に関しては、農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

水清谷に関しては、竹林、原野化しております、農地に踏み入ることができない状態となっていました。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、

1号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、
2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、

3号の信託の引き受けによる取得

4号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置などから、農地を効率的に利用することができない場合となっており、毛田瀬の農地に関しては該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

議長

この件につきましても、5番内田委員と8番愛甲推進委員が現地調査を行っておりますので、内田委員による報告をお願いします。

内田委員 8月7日、愛甲推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。

申請地は、事務局からも説明があったとおり、川内公民館の周辺にある農地です。現在は毛田瀬の農地は休耕地となっておりますが、所有権移転後は農地として再度利用されるところで、特に支障はないと思われます。しかしながら、水清谷の農地については事務局が説明したとおり、原野化しておりましたので、農地としては再度利用することは難しく、非農地申請の手続きすることを教示することが望ましいと思います。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

ただ今から、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手をお願いします。質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)

農地を農地として利用することについては申し分ないと思いますが、もう一方は、原野化している状況ですので2つに分けて皆さんに挙手をお願いしたいと思います。

まず、毛田瀬の農地に関して、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

次に、原野化している水清谷の農地に関して、調査報告にありました非農地申請の手続きをすることを教示することが望ましいとのことですが、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、水清谷の農地に関しては、事務局から申請者に非農地

申請について教示をお願いします。

引き続き、農地法 3 条について、上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 12 ページの番号 2 です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山上馬場にある農地 1 筆です。

現在は休耕地となっておりましたが、地目及び現況ともに田、面積は 1,401 m² です。

場所につきましては 19 ページをご覧ください。湯山保育所の南西に位置します。

また、20 ページには現地写真を載せております。

12 ページに戻っていただきまして、申請理由は、譲渡人の申出による所有権移転の売買です。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

最後に番号 3 です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山中覚井にある農地 2 筆です。

こちらは、先ほど報告第 5 号、番号 1 の合意解約で報告した農地になります。

現在は休耕地となっておりましたが、地目及び現況ともに田、面積は合計 3,599 m² です。

場所につきましては、21 ページをご覧ください。旧湯山小

学校の北東に位置します。

また、22ページには現地写真を載せておりますのでご確認ください。

12ページに戻っていただきまして、申請理由は、譲渡人の申出による所有権の売買でございます。売買後は、村内の農家との間で利用権設定を行うと聞いております。

作付（予定）作物は、水稻、農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、

1号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、
2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、

3号の信託の引き受けによる取得

4号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置などから、農地を効率的に利用することができない場合、のいずれにも該当しないと思われます。

説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

この件については、5番尾前委員と9番椎葉推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、尾前委員より報告をお願いします。

尾前委員 報告をいたします。8月6日、椎葉推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。

まず、番号2について、報告します。申請地は、事務局からも説明があったとおり、湯山保育所の南西にある農地です。現在は休耕地となっておりますが、所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。

次に、番号3について報告します。申請地は、事務局からも説明があったとおり、旧湯山小学校の北東にある農地です。現在は休耕地となっておりますが、所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。
ただ今から、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手をお願いします。質問、意見等はございませんか。

内田委員 所有権移転後は村内の方に貸付けると聞いたのですが、貸付人は決まったのですか。

事務局 決まっております。

議長 現在は誰か耕作しているのか。

事務局 現在は誰も耕作していないです。

事務局	昨年までは作っていました。 2番と3番は同じ方が買われます。
議長	●●さんは農家の人ののか。
事務局	農地は持っているらしいです。この方が所有権移転をして 貸借に出されるということです。
議長	他に意見等ございませんか。 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議案第23号2番、3番については、全員賛成でございます ので、許可と決定いたします。
	次に、議案第24号農地法第4条の規定による許可申請につ いてを上程します。事務局より説明お願いします。
事務局	23ページ、議案第24号農地法第4条の規定による許可申 請について説明いたします。 申請人は資料のとおりです。 土地の所在は資料をご確認ください。 地目は田、面積は1,281m ² です。 申請理由としては、本野地区の農地で活用するために提供す る、堆肥を生産するための堆肥舎を建築したいとのことで す。 場所については、24ページをご覧ください。本野公民館の 南側に位置します。 25ページには現地の写真を載せております。 今回は堆肥舎の建築ということですが、排水は自然浸透で対

処すると聞いております。そのため、申請に際し、本野地区との間で排水同意書を作成していただき、排水面での地域住民の理解は得られていることも併せてお伝えいたします。

農地法第4条第6項、農地法第5条第2項及び農地法規則に農地等の転用の許可は、次のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

- ①農用地区域内の農用地。
- ②当該申請農地以外の土地を供することができる場合。
- ③申請目的の実現に必要な資力及び信用がない場合。
- ④農地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意が無い場合。
- ⑤許可後に遅滞なく申請に係る用途に供する見込みが無い場合。
- ⑥行政庁の許可等の処分が必要な場合において、処分がなされる見込みが無い場合。
- ⑦行政庁の許可等の処分がなされなかった場合。
- ⑧申請農地と一体的に事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合。
- ⑨申請農地の面積が事業の目的から見て面積が適切で無い場合。

以上のいずれにも該当していないため、適切であると思われます。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

この件について、5番尾前委員と9番椎葉推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について尾前委員より報告をお願いします。

尾前委員 報告いたします。8月6日、事務局、椎葉推進委員と共に現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、本野公民館の南側に位置しています。調査の結果、現在耕作は休止されております。申請地は山林に囲まれ、転用後も農畜産業のために活用されるとのことなので、転用することに問題はないと思われます。

以上、報告致します。

議長 ありがとうございました。
これは、個人の事業になるとかな。

事務局 県の事業を活用して本野地区の方たちがされます。

議長 ありがとうございました。
ただ今から、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手をお願いします。質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議案第24号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

非農地申請の件と湯山の売買について事務局はチェック等をお願いしたいと思います。
提案した議案は以上のとおりでありますので、第8回農業委員会総会を閉会します。

(14 時 09 分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するため
にここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 内田真治

署名委員 尾前重徳